

工事請負契約等に係る入札参加停止

建設業法違反行為の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行います。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号（建設業法違反行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商号	日新興業株式会社
代表者氏名	代表取締役 千種 成一郎
本店所在地	大阪府大阪市淀川区三国本町1-12-30
停止期間	1か月

3 入札参加停止の理由

日新興業株式会社は、建設業法施行令第1条の2に規定する額を超える下請契約を、建設業許可を有しない者との間で締結していた。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、令和7年3月4日、近畿地方整備局長より、監督処分（営業停止）を受けた。

4 停止期間の始期及び終期

令和7年3月19日から令和7年4月18日まで

(参考) 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号

措置要件	措置期間
建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき（略）。	1か月以上9か月以内